

埼玉県新生児聴覚スクリーニング検査精度管理業務委託仕様書（案）

埼玉県（以下「委託者」という。）が本業務受託者（以下「受託者」という。）に委託する業務内容は、次のとおりとする。

1 委託業務の名称

埼玉県新生児聴覚スクリーニング検査精度管理業務

2 業務の目的

県内の新生児聴覚スクリーニング検査実施機関に対し、検査結果を集計し、専門家への意見聴取や精度に課題があると考えられる医療機関に検査方法の指導などを行うことにより、検査の精度を高め、新生児とその家族の安心に資するほか、難聴児の早期発見、療育に繋げる。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月6日まで

4 委託業務の内容

本委託事業は、埼玉県内で聴覚スクリーニング検査を実施している医療機関に対し、検査方法や結果等を集計し、検査精度が適正か、専門的な知識を持つ医師等（助産所を含む。以下「医療機関等」という。）に、意見照会を行い、精度に課題があると考えられる医療機関等へ現地確認や指導を行うものである。

（1）検査結果の照会

ア 対象

委託契約締結日時時点で、県内において新生児聴覚スクリーニング検査を実施している全医療機関等

イ 照会内容

- ① 検査結果数（両側P A S S・要再検査・要精密検査数等）
- ② 新生児聴覚検査受検率（検査児数／出生児数）
- ③ 検査機器ごとの検査回数、要再検査（確認検査）率・要精密検査率
- ④ 要精密検査の新生児が早期（生後3か月以内）に受検できていない場合、
 - ・医療機関等における保護者への検査結果の説明は適切であったか（早期の精密検査の必要性の理解を十分に得られたか）
 - ・精密検査紹介先医療機関は適切であったか

その他、受託者が委託業務を実施するために必要と認められる項目

（2）専門家への意見照会

受託者は（1）により医療機関等から集計した結果を取りまとめた上で、乳幼児難聴の専門家（日本耳鼻咽喉科学会埼玉県地方部会や埼玉県聴覚障害児支援センターなどを想定）に結果を提供し、意見照会を行う。

なお、意見照会を行う者については、受託者で決定するが、あらかじめ委託者に協議を行うこと。

(3) 医療機関等への現地確認・指導

受託者は精度に課題があると考えられる検査実施医療機関等について、現地確認を行い、新生児聴覚スクリーニング検査の実施方法や検査体制について指導を行う。

その際は、当該医療機関等から事前にヒアリングを行うなど、医療機関等の実情に即した助言や指導を行うよう努めること。

(4) 危機管理

事故（例：個人情報流出等）に該当する事案が発生したときは、直ちに埼玉県へ報告することとし、事故対応について埼玉県から指示があった場合には、これに従うこと。

5 実施体制

(1) 受託者は、本委託契約締結後に、本契約に係る実施体制及びスケジュール等を記載した「業務実施計画書」を作成し、埼玉県の承認を得ること。

(2) 人員体制の整備

ア 相談業務等を円滑に実施するため、事業責任者を配置すること。

イ 相談業務を安定的かつ効率的に運営できるよう、人員体制を整備すること。

6 セキュリティ対策

(1) 個人情報の保護

本事業を通じて個人情報を取り扱う場合については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の規定、契約書中の各規程及び調査対象医療機関等の個人情報保護方針に従って適正に行うものとする。

(2) セキュリティ対策の実施

本委託業務の実施に当たっては、以下の対策を行うこと。

ア セキュリティ対策規定等の整備

イ 監査・点検等の実施

ウ 緊急時の連絡体制

7 損害への対応

(1) 受託者は、本委託業務を自己の責任において実施することとし、受託者が被った損害について埼玉県に対して賠償を請求しない。

(2) 受託者は、本委託業務の実施にあたり、故意または過失により埼玉県又は第三者に損害を与えたときは、受託者の責任で賠償する。

8 報告

受託者は、本委託契約の完了に伴う完了報告については、別に定めるところにより、

埼玉県に報告するものとする。

9 その他の事項

(1) 関係法令及び守秘義務の遵守

受託者は、本委託業務に関連する全ての関係法令及び規則を遵守すること。

また、本委託業務を行うにあたり業務上知り得た情報を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。

なお、本委託業務終了後も同様とする。

(2) 再委託について

委託業務の全部を一括して第三者に再委託してはならない。また、委託事項の一部について再委託を行う場合は、下記事項について、あらかじめ埼玉県の承認を受けなければならない。

ア 再委託の相手方の名称及び住所

イ 再委託を行う業務の範囲

ウ 再委託を行う必要性

エ 契約金額

(3) 記載外事項

本仕様書に記載されていない事項については、埼玉県と協議のうえ、決定することとする。

(4) その他

ア 本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、埼玉県と協議すること。

イ 本事業の権利については、全て埼玉県に帰属するものである。

ウ 受託者は、本業務の質の向上に努めること。また、常に最新の医療、福祉等に関する情報を収集し、必要に応じて医療機関等に提供すること。